

懇談会 第2回 市長と話そう 津山づくりミーティング ～津山で起業～
 閩秘書広報室 ☎32-2029

3月12日(火)に、起業を目指す人たちと市長が意見交換を行いました。
 「製造から販売まで自分が納得のいく焼き菓子の店を経営したい」「高齢者や病気を抱える人など、どのような人でも、『食べる』ことを楽しめる場所をつくりたい」「市民が気軽に観光のモデルコースを提案し、みんなで共有できる仕組みをつくりたい」などの展望を紹介していただきました。

また、起業を考える中で、「津山は閉鎖的で新しいことが受け入れられにくい」「交通の便が悪いので必ず駐車場が必要」「学生が起業することを受け入れてほしい」など直面している課題とともに、「津山は保守的だが、繋がったときの団結力が強い」「野菜や肉がとてもおいしく、桜などの良い素材がたくさんある」など思いが語られました。



市長は「『春は津山』と言われるようなまちを目指したい」「起業するには、まずビジネスモデル（事業の仕組みや方法）が必要。市では、ビジネスプラン（事業計画）の策定に必要な支援や販路の相談に乗るなど、皆さんの思いが形になるよう協力していきます。強い目的意識を持って頑張ってください」と話すなど、明るい雰囲気の中で語り合いました。

市長は「『春は津山』と言われるようなまちを目指したい」「起業するには、まずビジネスモデル（事業の仕組みや方法）が必要。市では、ビジネスプラン（事業計画）の策定に必要な支援や販路の相談に乗るなど、皆さんの思いが形になるよう協力していきます。強い目的意識を持って頑張ってください」と話すなど、明るい雰囲気の中で語り合いました。

課税 固定資産税（償却資産）申告のお願い
 閩課税課（市役所2階4番窓口） ☎32-2016

工場や商店などを経営している人や、駐車場やアパートなどを貸している人が、事業のために用いる構築物・機械・車両・運搬具・工具・備品などの資産を償却資産といいます。償却資産の所有者は毎年1月1日現在で所有している資産を申告する必要があります。

申告の主な対象

土地・家屋以外で所得税法や法人税法に基づき、減価償却資産として固定資産台帳や減価償却明細書に計上しているものから、自動車税・軽自動車税の課税対象となるものや無形減価償却資産などを除いたもの

実地調査について

市では、毎年、償却資産の適正な申告をしていただくため、市内にある事業所などに対して計画的な実地調査を行っています。訪問日は事前に連絡します。

調査時に確認・照合するもの

減価償却資産台帳、固定資産台帳、確定申告書、決算書、貸借対照表、工事内訳書、リース資産契約書、仕訳書、総勘定元帳など
 ※申告をしていないと、さかのぼって課税される場合や延滞金の対象となる場合があります

業種	主な償却資産の内容
不動産貸付、賃貸マンション、アパート・共同住宅、駐車場業、売電事業	外構工事（門扉、塀、緑化施設、側溝など）、ネット、フェンス、受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、浄化槽・管理設備、駐車場舗装・設備、屋外の給排水設備、駐車料金自動計算装置、太陽光発電設備一式（屋根材一体型を除く）など
製造業、印刷業、倉庫業、卸売業	外構工事（門扉、塀、緑化施設、側溝など）、受変電設備、自家発電設備、広告塔、金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機 など
建設業、工事請負業、建設機械等リース業	ブルドーザ、パワーショベル、大型特殊自動車、発電機、ランマ、タンパ、ロードローラ、パソコン、コピー機、看板、舗装路面、応接セット など
店舗、小売販売業、料理飲食業	日除け、看板、箱文字看板、広告塔、受変電設備、壁面文字、駐車場舗装・設備、ルームエアコン、陳列棚、陳列ケース、カウンター、テーブル、いす、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器 など
理・美容業、医（歯科）業、クリーニング業	受変電設備、広告塔、看板、箱文字看板、壁面文字、サインポール、浄化槽・管理設備、駐車場舗装、理美容いす、ルームエアコン、医療機器、ガス（麻酔）設備、洗濯機 など

下水道 下水道使用可能区域が拡大しました
 閩下水道課（市役所6階） ☎32-2100

市では、生活環境の改善と公共用水域の水質を保全するため、下水道の整備を進めています。昨年度の工事により、次の区域で新たに下水道が使えるようになりました。

下水道使用可能区域では、下水道への接続が法律で義務付けられています。接続工事の費用は自己負担となりますが、使用可能区域内に住む皆さんは、1日も早く接続するようお願いいたします。

